

令和6年4月改正（令和4年12月作成）

# 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準 (改善基準告示)の改正内容(タクシー)について

奈良労働局 大淀労働基準監督署

- 1 . 改善基準告示について
- 2 . 時間外労働の上限規制について
- 3 . 改正の内容について（とりまとめ）

# 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準告示)

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準告示)は、トラックなどの自動車運転者について、労働時間等の労働条件の向上を図るため、その業務の特性を踏まえ、すべての産業に適用される労働基準法では規制が難しい拘束時間(始業から終業までの時間(休憩時間を含む))、休息期間(勤務と勤務の間の自由な時間)、運転時間等の基準を、平成元年に大臣告示として制定。

## 制定の経緯

労働時間等の改善を定めた局長通達の策定(昭和42年)

- ・長時間労働、交通事故の増加
- ・路面運送における労働時間及び休息期間に関するILO条約の採択(昭和54年)

拘束時間、休息期間等の基準を定めた局長通達の策定(昭和54年)

中央労働基準審議会での関係労使の議論

通達を大臣告示とすることで労使が合意し、「改善基準告示」を策定(平成元年)

(中身を伴う改正:平成9年改正が最後)

制定以降、法定労働時間が段階的に短縮し、週40時間制へ移行するに伴い、内容の見直しが行われ現在に至っている。

## 主な内容

拘束時間【始業から終業までの時間(休憩時間含む)】:(1ヶ月)トラック...293時間、バス...4週平均1週65時間、タクシー...299時間  
(1日)トラック・バス・タクシー...原則1日13時間(最大16時間)

休息期間【勤務と勤務の間の時間】:原則として継続8時間以上

運転時間:トラック...2日平均1日9時間/2週間平均1週44時間、バス...2日平均1日9時間/4週間平均1週40時間

連続運転時間:トラック・バス...4時間以内

その他、分割休息期間、2人乗務、隔日勤務、フェリー乗船の場合の特例有り。

## 施行

労働基準監督署

関係労使の自主的改善努力と労働基準監督官の臨検監督等による指導  
(令和2年 自動車運転者を使用する事業場への監督指導...3,654件 改善基準告示違反率...51.5%)

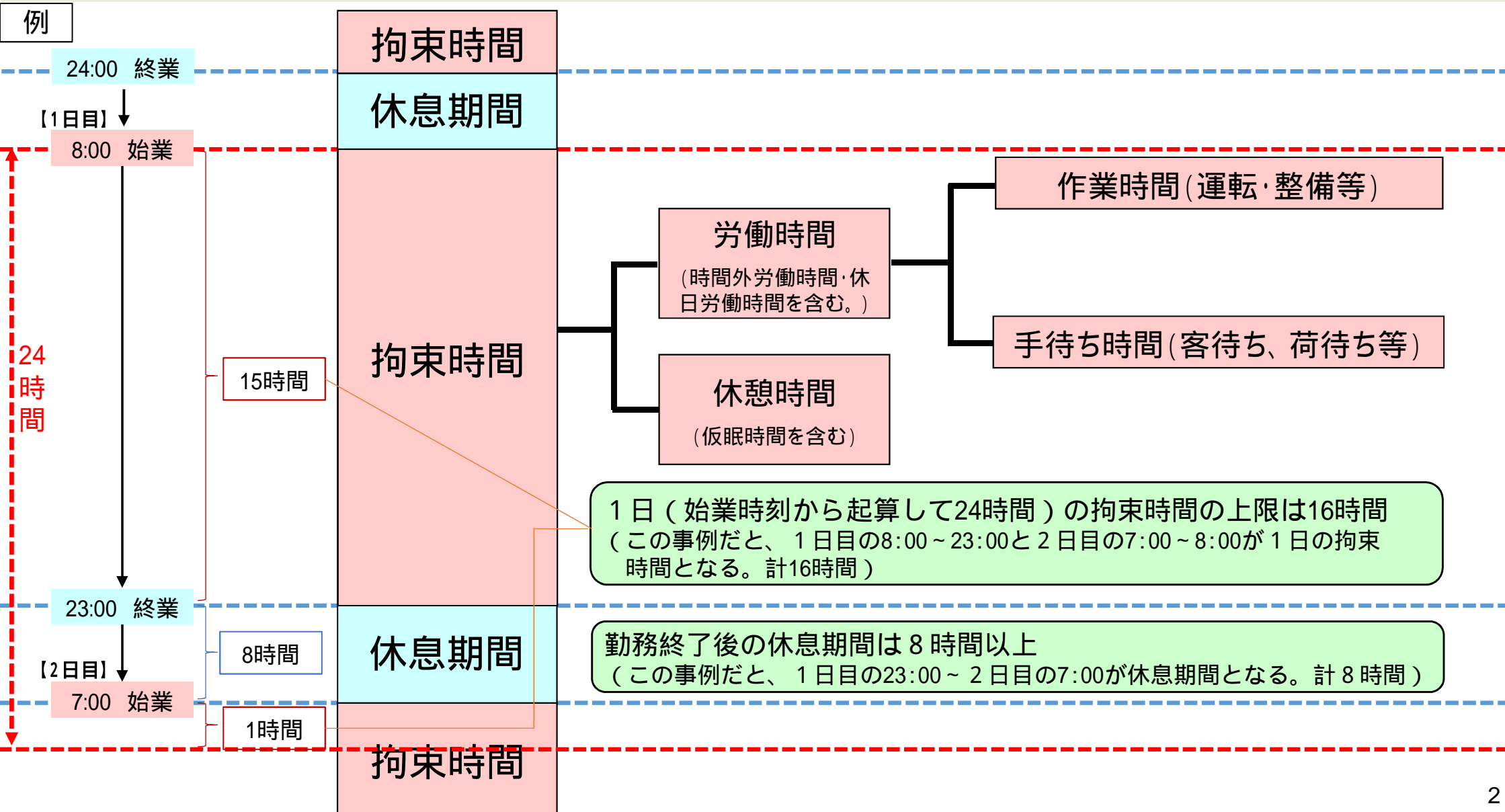
国土交通省との連携

監督署と地方運輸機関との合同による監督・監査  
それぞれの機関が把握した改善基準告示違反事案の相互通報

# 拘束時間と休息期間について

拘束時間とは、労働時間、休憩時間その他の使用者に拘束されている時間をいう。

休息期間とは、使用者の拘束を受けない期間をいう。



- 1 . 改善基準告示について
- 2 . 時間外労働の上限規制について
- 3 . 改正の内容について（とりまとめ）

# 時間外労働の上限規制について

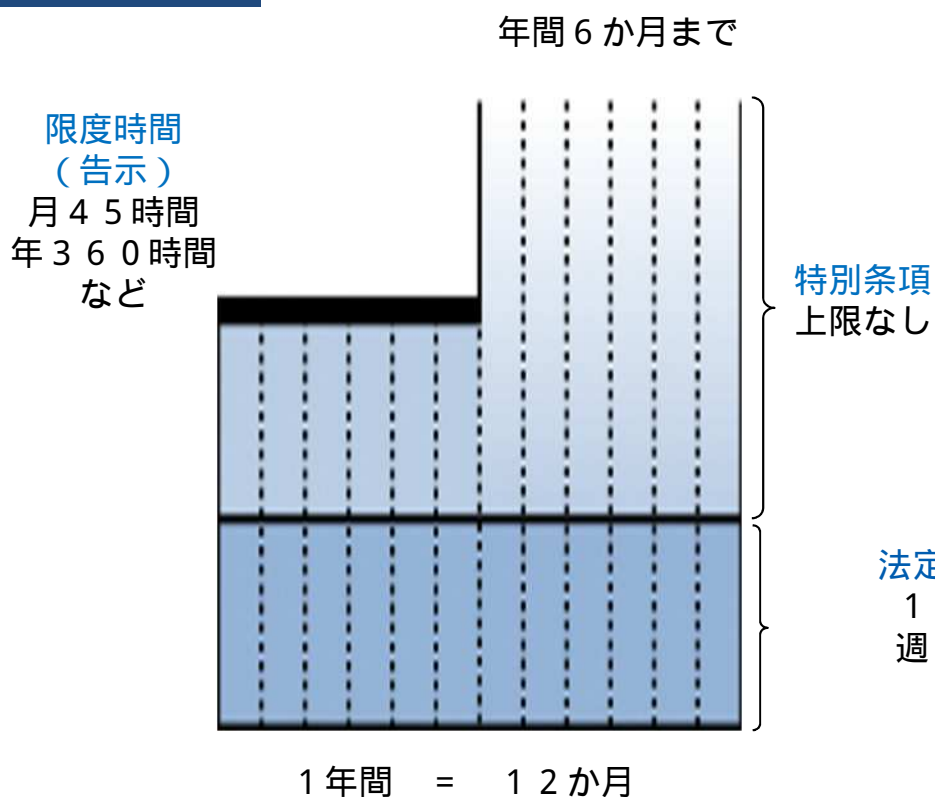
時間外労働の上限規制は、**月45時間**、**年360時間**を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも**年720時間**、**単月100時間未満**（休日労働含む）、**複数月平均80時間**（休日労働含む）を限度

自動車運転の業務、建設事業、医師等は適用猶予・除外業務（事業）とされ、改正法施行後5年間（令和6年3月まで）は上記一般則の適用はない。

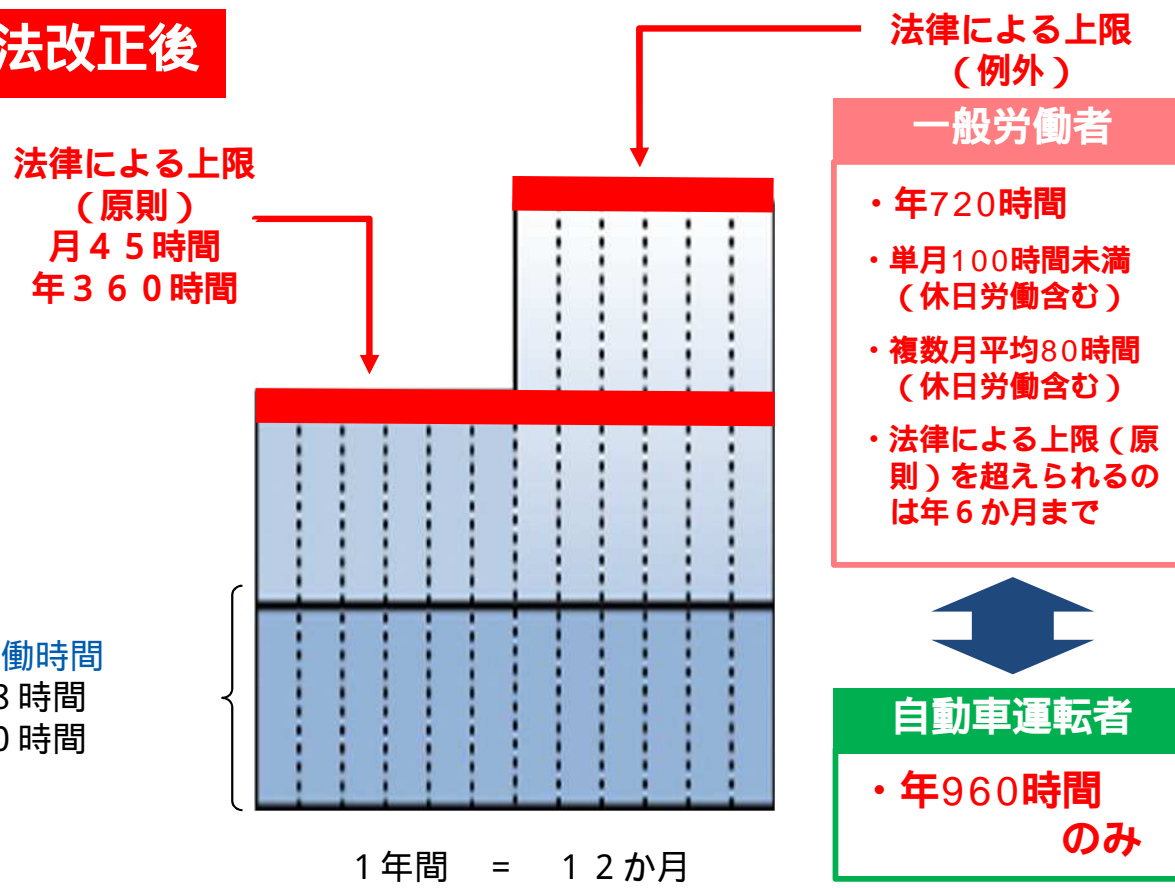
自動車運転業務従事者の上限時間（臨時的な特別な事情の場合）は**年960時間**とし、将来的な一般則の適用について引き続き検討する旨を附則に規定。

自動車運転業務従事者への**上限規制の適用とあわせて改善基準告示についても見直す必要**がある。

## 法改正前



## 法改正後



# 適用猶予業種における時間外労働の上限規制

自動車運転者については、令和6年4月以降、年960時間の上限規制の適用を受ける。

一方、一般労働者に適用される、45時間超えの上限回数（6か月まで）、単月上限（100時間未満）、複数月平均上限（80時間以内）については適用がない。

ただし、この場合であっても、改善基準告示に定める拘束時間を遵守する必要がある。

## 【現在】

		一般労働者	自動車運転の業務	建設事業	医師	鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業	新技術・新商品等の研究開発業務
月	限度時間（原則）	45	-	-	-	45	-
	45時間超は6月まで	適用あり	-	-	-	適用あり	-
	単月上限（ <sup>（）</sup> ）	100	-	-	-	-	-
	複数月平均上限（ <sup>（）</sup> ）	80	-	-	-	-	-
年	限度時間（原則）	360	-	-	-	360	-
	上限	720	-	-	-	720	-

## 【令和6年4月～】

		一般労働者	自動車運転の業務	建設事業	医師	鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業	新技術・新商品等の研究開発業務
月	限度時間（原則）	45	45	45	45	45	-
	45時間超は6月まで	適用あり	-	適用あり	-	適用あり	-
	単月上限（ <sup>（）</sup> ）	100	-	100 <sup>（注1）</sup>	100 <sup>（注2）</sup>	100	-
	複数月平均上限（ <sup>（）</sup> ）	80	-	80 <sup>（注1）</sup>	-	80	-
年	限度時間（原則）	360	360	360	360	360	-
	上限	720	960	720	960 <sup>（）</sup> <sup>（注3）</sup> 1,860 <sup>（）</sup> <sup>（注4）</sup>	720	-

休日労働も含む。

注1： 災害の復旧・復興の事業は、単月上限100時間・複数月平均上限80時間の規制は適用されない。

注2： 時間外・休日労働が月100時間以上となることを見込まれる者は、36協定に面接指導を行うこと等を定めることが必要。

注3： 医業に従事する一般の医師にかかる基準（A水準）。休日労働を含む。

注4： B水準、連携B水準、C水準の指定を受けた医療機関で指定に係る業務に従事する医師にかかる基準。休日労働を含む。

面接指導、労働時間が特に長時間である場合の労働時間短縮措置、勤務間インターバルの確保等を36協定に定めることが必要。

- 1 . 改善基準告示について
- 2 . 改正の背景について
- 3 . 改正の内容について（とりまとめ）



# 見直しの内容（1か月の拘束、1日及び2暦日の拘束時間、休息期間）

## 【1か月の拘束時間】

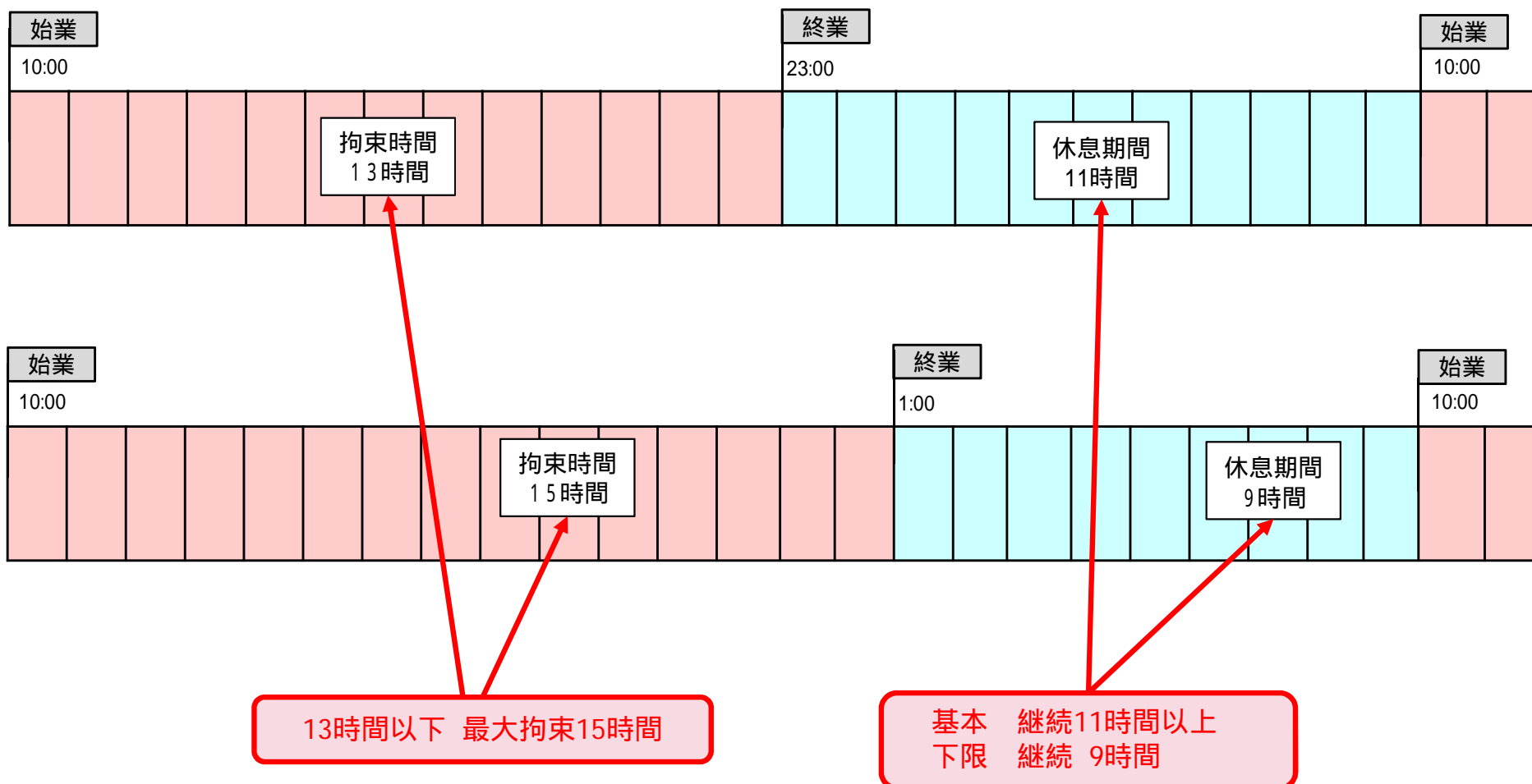
	現行	見直し後
日勤	299時間を超えない。	288時間を超えない。
隔勤	262時間を超えない。 地域的事業等がある場合、年間6か月まで、270時間まで延長可。	(変更なし) (変更なし)

## 【1日及び2暦日の拘束時間、休息期間】

	現行	見直し後
日勤	1日についての拘束時間は、13時間を超えない。 最大拘束時間は16時間。  勤務終了後、 <u>継続8時間以上の休息期間</u> 。	1日についての拘束時間は、13時間を超えない。 最大拘束時間は15時間。 <u>14時間を超える回数( )をできるだけ少なくするよう努める。</u> ( ) 通達において、「1週間について3回以内」を目安として示す。  勤務終了後、 <u>継続11時間以上の休息期間を与えるよう努めることを基本とし、継続9時間を下回らない。</u>
隔勤	2暦日についての拘束時間は、 <u>21時間を超えない。</u>  勤務終了後、 <u>継続20時間以上の休息期間</u> 。	2暦日についての拘束時間は、 <u>22時間を超えない。</u> <u>2回の隔日勤務を平均し1回当たり21時間を超えない。</u>  勤務終了後、 <u>継続24時間以上の休息期間を与えるよう努めることを基本とし、継続22時間を下回らない。</u>

# 見直しの内容（1日の拘束時間・休息期間）

## 【例】1日の拘束時間・休息期間（見直し後）

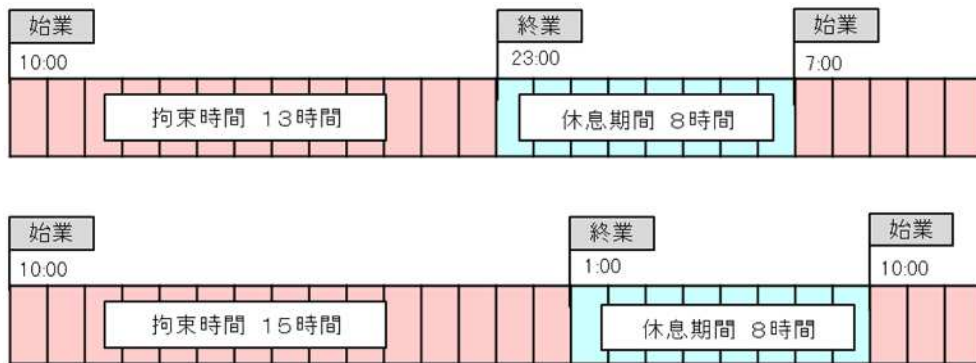


# 見直しの内容（休息期間の考え方）

## 改正前

○継続 8 時間以上の休息期間

【例】

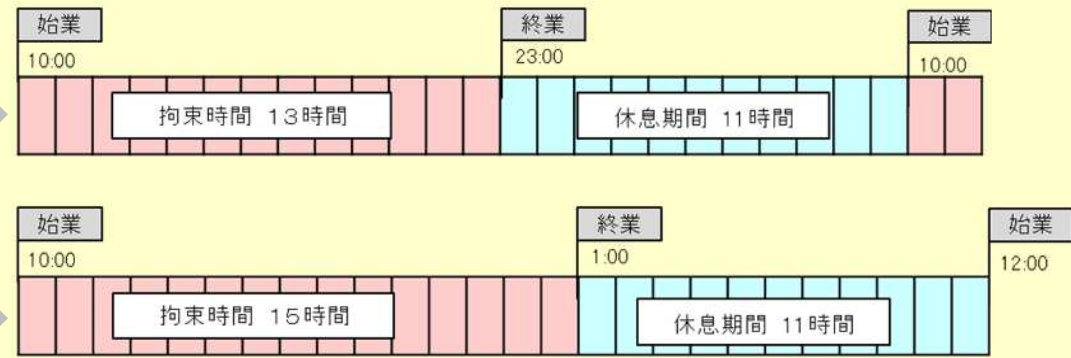


## 改正後

○継続 1 1 時間以上の休息期間を  
与えるよう努めることを **基本**

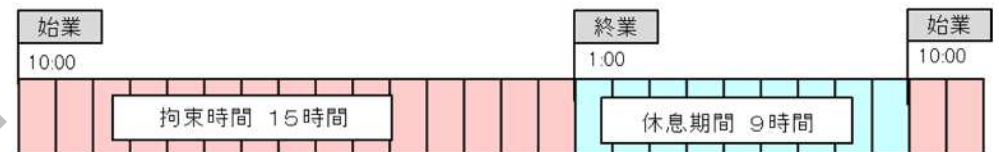
○継続 9 時間を下回らない

### 基本



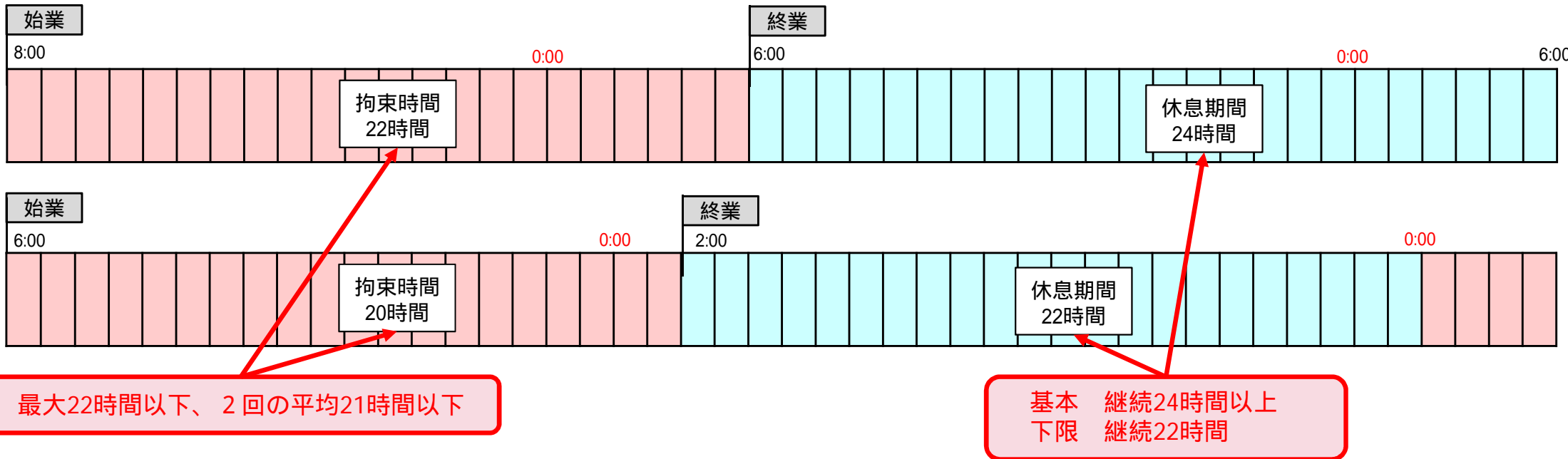
「基本」である11時間以上の休息期間が確保されるよう、労使の自主的な改善に向けた努力が必要とされる。

上記のような勤務になるよう自主的改善の努力が必要



# 見直しの内容（2暦日の拘束時間、休息期間）

【例】2暦日の拘束時間、休息期間（隔日勤務、見直し後）



2暦日の拘束時間に係る改善基準告示違反について

下の図の「拘束Aと拘束Bの平均」と「拘束Bと拘束Cの平均」がいずれも21時間を超えた場合に違反となる。

違反なし	拘束時間A 20時間	休息期間	拘束時間B 22時間	休息期間	拘束時間C 21時間	休息期間
違反あり	拘束時間A 21時間	休息期間	拘束時間B 22時間	休息期間	拘束時間C 21時間	休息期間
違反なし	拘束時間A 22時間	休息期間	拘束時間B 20時間	休息期間	拘束時間C 22時間	休息期間

# 時間外労働の上限規制と改善基準告示（改正後、タクシー）について

時間外労働の上限規制(労働基準法)		改善基準告示(改正後、タクシー(日勤))	
一般則	自動車運転業務	時間外労働が可能な時間( )	拘束時間
-	-	原則 4時間 最大 6時間	原則 13時間 最大 15時間 (14時間超は週3回以内)
限度時間 45時間 月平均 80時間 (含・休日労働) 単月 100時間 (含・休日労働)	限度時間 45時間 -	- 93時間 (含・休日労働)	- 288時間
限度時間 360時間 上限 720時間	限度時間 360時間 上限 960時間	- 1,116時間 (含・休日労働)	- (年換算) 3,456時間

見直し後のタクシーの拘束時間を基に、時間外労働時間が可能な時間(一定の前提の下での平均値)を算出したものであることに留意。

所定労働時間8時間、休憩1時間と仮定して試算

$(2,080 + 260) \div 12 = 195$ 時間 この平均値との差を「時間外・休日労働が可能な時間」として算出

実際に時間外・休日労働が可能となる時間は、休憩時間や所定労働時間の設定、暦の巡り合わせ等により大きく異なりうる。

# 見直しの内容（車庫待ち等）

## 【車庫待ち等の自動車運転者】

	現行	見直し後
日勤	<p>労使協定により、1か月の拘束時間を<u>322時間</u>まで延長可。</p> <p>一定の要件を満たす場合、1日の拘束時間を24時間まで延長可。</p>	<p>労使協定により、1か月の拘束時間を<u>300時間</u>まで延長可。</p> <p>（変更なし）</p> <p>（ ）車庫待ち等の自動車運転者とは、常態として車庫待ち、駅待ち形態によって就労する自動車運転者であり、就労形態について以下の基準を満たすもの。</p> <p>ア <u>事業場が人口30万人以上の都市に所在していないこと。</u></p> <p>イ 勤務時間のほとんどについて「流し営業」を行っている実態でないこと。</p> <p>ウ 夜間に4時間以上の仮眠時間が確保される実態であること。</p> <p>エ 原則として、事業場内における休憩が確保される実態であること。</p>
隔勤	<p>労使協定により、1か月の拘束時間を270時間まで延長可。</p> <p>一定の要件を満たす場合、1か月の拘束時間については上記の時間に<u>20時間を加えた時間</u>まで、2暦日の拘束時間については24時間まで延長可。</p>	<p>（変更なし）</p> <p>一定の要件を満たす場合、1か月の拘束時間については上記の時間に<u>10時間を加えた時間</u>まで、2暦日の拘束時間については24時間まで延長可。</p>

# 見直しの内容（例外的な取扱い（新設）、休日労働）

## 【例外的な取扱い（新設）】

### 【予期し得ない事象に遭遇した場合】

事故、故障、災害等、通常予期し得ない事象に遭遇し、一定の遅延が生じた場合には、客観的な記録が認められる場合に限り、1日又は2暦日の拘束時間の規制の適用に当たっては、その対応に要した時間を除くことができる。

1日又は2暦日の拘束時間の限度を超えた場合には、勤務終了後、1日の勤務の場合（日勤）には継続11時間以上、2暦日の勤務の場合（隔勤）には継続24時間以上の休息期間を与える。

### （具体的な事由）

- ア 運転中に乗務している車両が予期せず故障した場合
- イ 運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航した場合
- ウ 運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖された場合、道路が渋滞した場合
- エ 異常気象（警報発表時）に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となった場合

### 【適用除外業務】

改善基準告示の適用除外業務に、「一般乗用旅客自動車運送事業」において、災害対策基本法等に基づき、都道府県公安委員会から緊急通行車両であることの確認、標章及び証明書の交付を受けて行う緊急輸送の業務を加える。

	現行	見直し後
休日労働	2週間について1回を超えない。	（変更なし）

# 予期し得ない事象の考え方について（タクシー）

- ▶ 事故、故障、災害等通常予期し得ない事象に遭遇し（ア～エに掲げる場合に限る）、一定の遅延が生じた場合には、客観的な記録が認められる場合に限り、1日又は2暦日の拘束時間の規制の適用に当たっては、その対応に要した時間を除くことができることとする。1日又は2暦日の拘束時間の限度を超えた場合には、勤務終了後、継続11時間以上（日勤）、又は24時間以上（隔勤）の休息期間（ ）を与えるものとする。

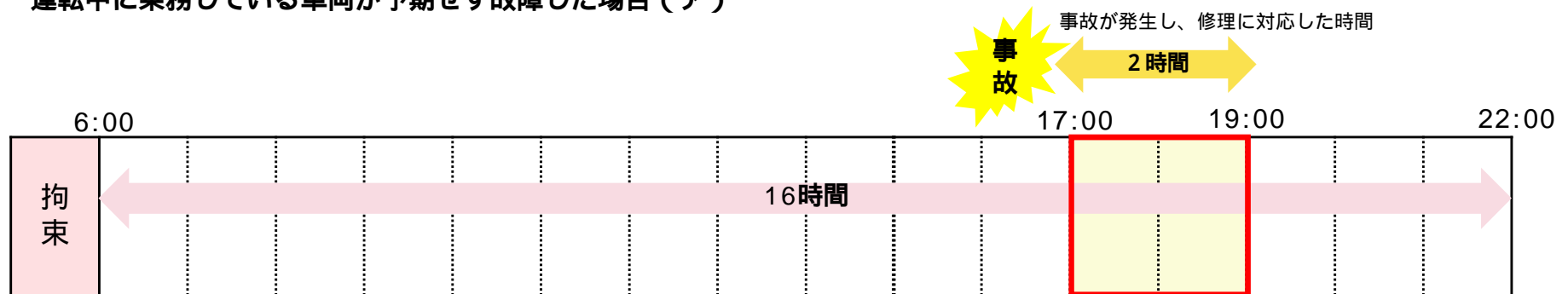
ア 運転中に乗務している車両が予期せず故障した場合

イ 運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航した場合

ウ 運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖された場合、道路が渋滞した場合

エ 異常気象（警報発表時）に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となった場合

（例） 運転中に乗務している車両が予期せず故障した場合（ア）



- **拘束時間時間** 16時間 - 2時間 = 14時間（1日の拘束時間の基準を満たす）  
（ただし、賃金支払いの対象とすべき労働時間は、16時間 - 休憩時間）

## 考え方

- ▶ 予期し得ない事象に対応した時間について、1日の拘束時間から除くことができるが、1年・1か月の拘束時間から除くことはできない。
- ▶ 予期し得ない事象に対応した場合、勤務終了後は、継続11時間以上（日勤）、又は24時間以上（隔勤）の休息期間（ ）を与える必要がある。



# 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準に係る適用除外業務について

現行では、貨物自動車運送事業のみ、以下のとおり適用除外対象業務が定められている。

今回の見直しにより、**タクシー**においても**下記 1 (1) の業務**を適用除外対象業務とすることとされた。

## 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準に係る適用除外業務について（平成 9 年 3 月 26 日基発第 901 号）

### 1 適用除外対象業務

貨物自動車運送事業における次の業務とする。

- (1) 災害対策基本法及び大規模地震特別措置法に基づき、都道府県公安委員会から緊急通行車両であることの確認、標章及び証明書の交付を受けて行う緊急輸送の業務
- (2) 消防法に基づき、関係消防機関に移送計画を届け出て行うアルキルアルミニウム、アルキルリチウム及びこれらの含有物のタンクローリーによる運送の業務
- (3) 高圧ガス保安法に基づき、事業所の所在地を管轄する通商産業局長に移動計画書を届け出、その確認を受けて行う可燃ガス、酸素、毒性ガス等の高圧ガスのタンクローリーによる運送の業務
- (4) 火薬類取締法に基づき、都道府県公安委員会に運搬に関する計画を届け出、運搬証明書の交付を受けて行う火薬、爆薬等の火薬類の運送の業務
- (5) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づき、運輸大臣の確認を受け、かつ、都道府県公安委員会に運送計画を届け出て行う核燃料物質等及び放射性同位元素等の運送の業務

### 2 上記 1 の業務に従事する期間を含む 1 か月の拘束時間及び 2 週間の運転時間の上限

上記 1 の業務に従事しない期間については改善基準が適用されるが、この業務に従事する期間を含む 1 か月の拘束時間及び 2 週間の運転時間の上限は次のとおりである。

(1) 1 か月の拘束時間については、次の式により計算した時間を超えないものとする。

$$[(\text{上記 1 の業務に従事した月の日数}) - (\text{上記 1 の業務に従事した日数})] \div (\text{上記 1 の業務に従事した月の日数}) \times (\text{上記 1 の業務に従事した月の拘束時間})$$

(2) 2 週間の運転時間の上限は、次の式により計算した時間を超えないものとする。

$$[14 - (\text{上記 1 の業務に従事した日数})] \div 14 \times 88$$

### 3 届出書又はその写の備え付け等

上記 1 の業務を行うに当たっては、適用除外業務に該当することが明らかとなる関係法令に基づく各種行政機関への届出書又はその写を事業場への備え付け及び自動車運転者ごとの下記の業務に従事した期間が明らかとなる記録の整備が必要である。

また、上記 1 の業務に従事する期間の直前において改善基準に定める休息期間を与えなくてはならないことはもとより、当該業務に従事する期間の直後においても継続 8 時間以上の休息期間を与えることが要請されるものである。

# 緊急通行車両について

大震災等の大規模災害等が発生した場合、災害対策基本法等に基づく交通規制が実施され、車両の通行が禁止される。ただし、災害応急対策等に従事する車両は、緊急通行車両として都道府県公安委員会から確認を受けると、標章及び証明書が交付され、標章を車両に掲示することで規制区間を通行することができる。

## 緊急通行車両

災害対策基本法に定める緊急通行車両は、次に掲げるものである。

### 一 道路交通法第39条第1項の緊急自動車

(例) パトカー、救急車、消防者等

### 二 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両

(例) 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両、医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両、患者等搬送用車両(特別な構造又は装置があるものに限る。)、建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両、燃料を輸送する車両(タンクローリー)、路線バス・高速バス、霊柩車、一定の物資を輸送する大型貨物自動車  
交通容量に余裕が見られる場合は、大型貨物自動車、事業用自動車等

## 事前届出制度

緊急通行車両に該当し、所定の要件を満たす車両については、事前に届出をすることができる。あらかじめ審査を受けておくことで、災害発生後の混乱した状況でもスムーズに標章の交付を受けることができる。

## 緊急通行車両等事前届出書

別記様式第1号

整理番号 ( )	番 号 ( )
<input type="checkbox"/> 災害対策基本法第39条第1項の緊急自動車 <input type="checkbox"/> 地方自治法第102条第1項の緊急車両 <input type="checkbox"/> 国民保護法第10条第1項の緊急車両	<input type="checkbox"/> 災害対策基本法第39条第1項の緊急自動車 <input type="checkbox"/> 地方自治法第102条第1項の緊急車両 <input type="checkbox"/> 国民保護法第10条第1項の緊急車両
緊急通行車両等事前届出書	緊急通行車両等事前届出済証
令和 年 月 日	令和 年 月 日
東京都公安委員会	東京都公安委員会
申請者(氏名) 〒 所在地 電 話 番 号 緊急責任者(氏名)	申請者(氏名) 〒 所在地 電 話 番 号 緊急責任者(氏名)
番号欄に表示されている番号	備 考
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)	(注) 1 災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われた場合には、この届出済証を着せしめられた車両が、交通規制解除、高規格道路交通規制解除、交通規制解除又は警視庁本部(交通規制課)に提出して所要の手続きを受けてください。
使用言語(国名) 所在地 電話番号 申請者(氏名)	2 届出内容に変更が生じ、又はこの届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合に、東京都公安委員会(届出をした警察署経由)に届け出て再交付を受けてください。
届出車両の届出地	3 届出をした車両が次のいずれかに該当するときは、この届出済証を速やかに返還してください。 (1) 緊急通行車両等として使用されなくなったとき。 (2) 廃車となったとき。 (3) その他緊急通行車両等として使用される必要性がなくなったとき。
※ この事前届出書(2枚綴りのもの)を1部作成し、自動車検査証又は車両を運送する書類の写し及び車両を搬送して行う業務の内容を記した申請書(別記様式第2号)を、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 標章

別記様式第3号(第6条関係)



備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並び年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。  
2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。  
3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

## 証明書

別記様式第4号(第6条関係)

第 号	年 月 日
緊急通行車両確認証明書	
知 事 印 公安委員会 印	
番号欄に表示されている番号	
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)	
住 所 氏 名	( ) 局 番
使 用 者	
通 行 日 時	
通 行 経 路	出 発 地 目 的 地
備 考	

備考 用紙は、日本産業規格A5とする。

# 見直しの内容（ハイヤー）

## 【ハイヤー(全面改正)】

現行	見直し後
<p>時間外労働協定の延長時間は、1か月50時間、3か月140時間、1年間450時間の目安時間の範囲とするよう努める。</p> <p>特別な事情が生じたときに、目安時間を超える一定の時間まで労働時間を延長することができる旨を定める場合はこの限りでない。</p> <p>疲労回復を図る観点から、継続4時間以上の睡眠時間を確保するため少なくとも6時間程度は次の勤務に就かせない。</p>	<p>時間外労働協定の延長時間は、1か月45時間、1年360時間を限度とし、臨時的特別な事情がある場合であっても、1年について960時間を超えないものとし、労働時間を延長することができる時間数又は労働させることができる休日の時間数をできる限り少なくするよう努める。</p> <p>必要な睡眠時間が確保できるよう、勤務終了後に一定の休息期間を与える。</p>